

監査結果に係る措置状況報告書

(平成31年2月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第14号

平成31年2月25日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

山崎毅海

同

中西進泰

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第12項及び東大阪市監査事務処理規程第29条第1項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により次のとおり公表します。

目 次

環 境 部	1
上 下 水 道 局 水 道 総 務 部	31
經 濟 部	41
人 權 文 化 部	61
学 校 園	69

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成 30 年 12 月 19 日

3. 監査結果に関する報告

平成 28 年 8 月 10 日監報第 2 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

環境部所管事務

環境企画課

1 契約に係る競争性及び透明性の確保について

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、契約方法は原則一般競争入札であることが定められている。

契約にあたっては、経済性・効率性等の観点から競争入札を基本とし、例外となる随意契約を締結する場合は、契約理由を明確にし、契約の透明性、公正性及び競争性の確保する必要がある。

当課における委託契約について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 東事業所休日・夜間施設管理業務について、随意契約(388,800 円)により機械警備を委託している。

平成 21 年度に締結した長期継続契約の相手方と契約期間終了後も引き続き随意契約を行っている事例が見受けられた。

あらためて競争入札を実施されたい。

- (2) 省エネ診断支援業務について、随意契約(3,890,798 円)により委託している。

契約理由を、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(性質又は目的が競争入札に適さない)としているが、受託可能な事業者は他にも複数存在している。

契約の競争性及び透明性を確保され、適正に契約事務を執行されたい。

措置内容

措置済
(1) 委託金額が地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 1 号及び東大阪市財務規則第 108 条の 2 に定める限度額を超えない場合に該当するというので、2 者以上の見積合わせを実施し、業者の決定をいたしました。
(2) 平成 29 年度の省エネ診断支援業務につきましては、指名競争入札により業務委託契約の締結をいたしました。

2 東事業所工業計測器定期検査業務について

当課では、東事業所の工業計測器定期検査業務について、指名競争入札により委託(850,000円)している。

当該事業について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 入札にあたり、当該契約については、最低制限価格を設定する理由が見受けられない。
最低制限価格の設定を除外され、適正な競争入札を執行されたい。
- (2) 支出費目について役務費手数料で執行している。業務内容には、部品の取替えが含まれており、委託料で執行している業務との区別を勘案され、適切な支出費目を検討されたい。

措置内容

措置済
<ol style="list-style-type: none">(1) 平成28年度より最低制限価格は撤廃しております。(2) 平成29年10月より東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務として契約の締結を行い、委託料として支出をしております。

3 財産の管理について

財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと定められている。

ところで、当課が所管する土地及び建物について、公有財産台帳の記載誤りが見受けられた。所管する財産の適正な管理に関する認識を徹底されたい。

また、新地方公会計制度の導入に向け、固定資産台帳の整備に万全を期すため、関係部局との連携を図られたい。

- (1) 貸付物件の台帳への記載
- (2) 所管替えに係る台帳への記載
- (3) 建物の解体に係る台帳への記載
- (4) 公有財産台帳に記載しているが、現状把握できていない土地

措置内容

措置済
(1) (2) (3) につきましては、台帳への記載をいたしました。 また、(4) につきましては、現状の把握をしております。

4 減免手続き及び助成金等の交付事務に係る内部統制機能について

当課で実施している減免手続き、助成金等交付において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適切な手順に従った事務処理を徹底し、内部統制が機能する体制を構築されたい。

- (1) し尿処理手数料の減免に係る決定起案において、賦課額や減免額の判断に必要な根拠書類の添付がないまま回議し、決裁しているもの。
- (2) 浄化槽清掃作業に要する費用の助成金交付手続きにおいて、申請書の誤った記載内容を未確認のまま受領しているもの。
- (3) 豊かな環境創造基金活用事業補助金交付手続きにおいて、事業終了後、補助事業者から受領した報告書等の内容について、補助金対象経費額が領収証書の金額と一致していないものを受領しているもの。

措置内容

措置済
(1) し尿処理手数料の減免に係る決定起案の回議の際には根拠書類を添付しております。 (2) 申請者から提出された書類の確認を入念に行い、適切な事務処理に努めております。 (3) 平成 28 年度 3 月の事業終了報告書受付時には、提出書類や添付の領収書の確認を入念に行い、適切な事務処理に努めております。

5 し尿処理手数料未収金の回収について

一般廃棄物（し尿）に係る処理手数料の徴収に関する事務を公益財団法人東大阪市公園環境協会（以下「公園環境協会」という。）に委託しており、公園環境協会は、契約書に基づき未納の手数料についても、臨戸訪問するなど回収に努めている。

ところで、平成 27 年度のし尿処理手数料未収金（以下「未収金」という。）は 605,260 円となっている。

平成 27 年度から、全市的にし尿収集運搬業務についても公園環境協会が受託者となったことで、さらに効果的な徴収が期待されるが、委託せず当課業務として位置付けられる未収金の「債権管理」については、件数だけでなく債務者の名寄せなど正確な状況把握を行い、「督促」事務の簡素化を図るとともに、費用対効果を勘案しつつ回収にあたられたい。また、新たな未収金の発生防止策として、口座振替の奨励なども積極的に P R されたい。

措置内容

改善中

委託先である公園環境協会との連携をより一層密にし、転居が判明した場合等は速やかに住民票の調査等を実施するなど、督促事務をはじめ債権の回収や未集金の発生防止に努めております。

また、新たな未収金の発生を防止する策として公園環境協会が対象全戸に配布している「し尿収集日程表」及び手数料の集金の際には口座振替の奨励、あわせてコンビニでの払込についても奨励しており未収金の発生の防止策を行っております。

循環社会推進課

1 家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付事業について

当課では、家庭用生ごみ処理機等を購入した市民に補助金(平成 27 年度実績 電動処理機 20 件、容器 12 件 合計額 425,250 円)を交付している。

平成 4 年度から開始した事業であるが、昨今のマンション建設などによる市街化の進展により、地域によっては堆肥の利用先に限界があることなど、時代の変遷とともに事業効果について検討が必要であると考えられる。

市民の税金を有効に活用するため、事業の有効性、効率性を考慮し、P D C A マネジメントサイクルを用いて、さらに効果的な施策展開について検討されたい。

措置内容

措置済
家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付事業について、本市のように市街化が進み、マンションが多い地域では、堆肥の利用先に限界があり、また、事業開始から約 25 年が経過し、ごみ減量意識の普及、啓発に一定の役割を果たしたと判断し、平成 29 年 3 月 31 日をもって事業を終了しました。

2 再生資源集団回収奨励金の交付について

当課では、ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的に、再生資源について集団回収を行う自治会や子供会などの団体に対して、再生資源集団回収奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、奨励金を交付している。

ところで、奨励金交付事務にあたって、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 要綱第5条に「別表第2の期間区分に従い申請書を提出しなければならない。」とあるが、申請期間を過ぎて申請を受け付けているものが見受けられた。

前回監査においても指摘したものであり、適正な事務処理方法を検討されたい。

- (2) 申請には、申請者作成による申請書（様式第2）及び内訳明細書（様式第3）とともに、回収業者作成による再生資源の重量を記載した仕切伝票（様式第4）の提出を求めているが、受領した申請書類の様式2.3と様式4との内容を比較したところ、疑義のあるものが見受けられた。

奨励金の根拠となる証憑書類の信頼性を高めるため、申請書様式について精査されるなど、今後の対応策を検討されたい。

措置内容

措置済

(1) 平成29年度より、申請期間を過ぎて申請があった際、遅延の理由及び期日内の申請について誓約書を提出させた上で、受付を行っており、以降、同団体より申請期間を過ぎて申請があった場合は、申請を受付しないよう事務処理方法を改めました。

(2) 平成28年度下期の申請時より、申請書及び内訳明細書と、仕切伝票の内容を比較して疑義が生じるような場合には、計量伝票の提出や、業者への確認を行うなど、厳格に審査を行っております。

3 小型電子機器等引渡委託契約について

当課では、小型電子機器等引渡業務を随意契約により委託している。

当該事業は、平成 25 年度に環境省の実証事業に採択され、同時に随意契約により A 社と委託契約（無償）を締結して開始したもので、引き続き平成 26 年度及び 27 年度には A 社との随意契約による委託契約（無償）を締結して実施したが、平成 28 年度には、B 社との随意契約により従来の委託契約から売払い契約に転換したものである。

契約起案には、随意契約に係る地方自治法施行令の条項や理由等の記述が、見受けられなかった。

起案には、随意契約理由、事業の経緯など、後年度への円滑な事務引継も意識し、明確な記載に努められたい。

措置内容

措置済
平成 29 年度より、使用済小型家電等売払い契約については、起案時に随意契約に係る地方自治法施行令の条項や随意契約の理由、事業の経緯等を記載しております。

4 古紙・古布売払いについて

当課では、古紙・古布の売払いを事業者と契約書を取り交わし実施している。

以下の留意すべき事項が見受けられた。

(1) 暴力団排除条項について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていない。

売払契約においても、暴力団排除条例に基づく、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

(2) 書類の受領について

売払いを証する搬入月報に日付等の記入のないもの、事業所名や印鑑のないもの、必要な計量票のないものが見受けられた。

書類の受領について、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
<p>(1) 平成 29 年度より、古紙・古布売払いに係る契約については、契約書において暴力団の排除に関する条項を記載しております。</p> <p>(2) 業者に対して指導をおこなった結果、適正な書類を受領しております。</p>

環境事業課

1 契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、多数見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
平成 28 年度定期監査終了以降に契約を締結した、家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託契約をはじめ、環境事業課に係る契約締結においては暴力団排除条項を記載しており、適切な事務処理をしております。

2 環境事業所の庁舎管理業務委託の効率化について

環境事業所の庁舎管理に係る業務委託契約については、現在、各環境事業所で行っている。

また、庁舎警備業務については、各環境事業所とも有人により警備業務を行っている。

一方、市としては、委託契約の集約化や機械警備の実施による効率化を進めており、各環境事業所の庁舎管理業務委託についても、複数の環境事業所を集約した契約や警備手法の見直しなど、その効率化を検討されたい。

措置内容

措置済

環境事業所にかかる庁舎警備業務については、平成 29 年 7 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までを委託期間とした 45 か月の長期継続契約を締結し、有人警備から機械警備へ切り替えました。

環境事業所にかかる庁舎清掃業務についても、平成 28 年度定期監査までは各環境事業所で契約をしていましたが、指摘された内容を改善するため、平成 30 年度に 4 事業所を集約し、平成 30 年 7 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までを委託期間とした 33 か月の長期継続契約を締結いたしました。

3 ごみ収集運搬業務に係る各作業日報について

環境事業所においては、日々のごみ収集運搬業務について、業務終了後、車両ごとに出・入庫時間、作業終了時間、走行距離、給油量、作業従事者、東大阪都市清掃施設組合への搬入時間、積載量などを記載した作業日報を作成している。また、家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託事業者についても作成及び提出を求めている。

ところで、作業日報に掲げられた所定項目について、多くの記入漏れや記入誤りが見受けられた。

作業日報は、日々の収集運搬業務の作業報告として重要であるとともに、収集運搬業務に係る内部統制（リスクマネジメント）の推進するうえでの貴重な情報源であることから、所定項目については正確に記入漏れのないようにし、業務報告としてのグレードを高めるとともに、日々の収集運搬作業で生じた課題やリスク、今後の業務実施で留意すべき事項などを書き込み、これを管理職員始め多くの職員と共有することで、さらに安全で円滑な収集運搬業務の実施に努められたい。

措置内容

改善中

作業日報については、今後記入漏れや記入誤りを無くすため、東大阪清掃事業協同組合・東大阪環境事業協同組合・東大阪市東地区環境事業協同組合に口頭で指導いたしました。そして、今後記入漏れ等がある作業日報が提出された場合、各事業所担当職員より、業者に適正な資料を提出するよう指示いたしました。

環境事業所における作業日報については、ご指摘を踏まえて各事業所長に対して記入・記載漏れがないように、口頭にて周知を行いました。

4 財産の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められており、備品管理システムにより管理を行っている。

ところで、塵芥収集車等の備品について、所管換えや廃棄通知の手続きが行われていない。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

措置内容

措置済
塵芥収集車等の所管替えについては、平成 28 年度分から手続きを行いました。

環境事業所

1 契約事務について

- (1) 随意契約は、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第 167 条の 2 第 1 項の定めに該当する場合に限り行うことができるが、委託契約締結時の起案書に、該当条項等が記載されていないものが見受けられた。

随意契約は限られた場合に行うことができるものであり、起案書には随意契約を行うことができる該当条項及び理由を明確に記載する必要がある。適正な事務処理をされたい。

（中部・西部環境事業所）

- (2) 随意契約による委託金額が、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの）に基づき規定された、財務規則（以下「規則」という。）第 108 条の 2 に定める限度額（委託料の場合は 500,000 円）を超えないにもかかわらず、自治令同条同項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）としているものが、見受けられた。

規則第 108 条の 2 に定める限度額を超えない場合は、自治令同条同項第 1 号を適用し、適正に事務処理をされたい。

（東部・中部・西部・北部環境事業所）

- (3) 規則第 108 条において、随意契約を行う場合は、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されている。ただし、予定価格が 50,000 円以下であるときや、契約の相手方が 1 人の者に特定されるときなどはこの限りでないとしている。

ところで、これらに該当しないにもかかわらず、1 人の者からの見積書により契約を締結しているものが見受けられた。

複数の者から見積書を比較検討し、公平性の保持及び経済性の確保に努められたい。

（西部・北部環境事業所）

- (4) 暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、多数見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

（東部・中部・西部・北部環境事業所）

- (5) 庁舎警備・設備管理業務の委託契約において、仕様書に定められた業務実施日や業務実施時間の一部について、当該業務が行われていないものが見受けられた。

業務実施日や業務実施時間は、委託金額の算定にも影響するものであり、締結した委託契約の仕様に従い業務が実施されているか履行確認を行うとともに、仕様書を変更するなど、適正な事務処理をされたい。(東部・中部・西部環境事業所)

措置内容

一部措置済

(東部環境事業所)

(2)(4)(5)のうち(4)の暴力団の排除に関する条項が記載されていないという点におきましては、監査ご指摘後に平成28年度において契約締結が未だでありました2つの契約業務において、「暴力団の排除に関する条項」を盛り込み、改善いたしました。その他のご指摘につきましては、入札を取りまとめる環境事業課と調整の上、平成29年度以降改善を図っております。

(中部環境事業所)

- (1) 理由書を添付いたしました。
- (2) ご指摘のとおり訂正いたしました。
- (3) 平成30年度の契約から、指名競争入札を実施いたしました。
- (4) 平成30年度の契約から、指名競争入札を実施いたしました。

(西部環境事業所)

- (1) ご指摘を踏まえ、該当条文及び理由を明確に記載いたしました。
- (2) ご指摘の契約については、平成30年度に指名競争入札を実施し、4事業所を集約した契約を締結いたしました。
- (3) ご指摘を踏まえ、平成29年度以降から当該業務につきましては、2人以上の者から見積書を提出させ、公平性の保持及び経済性の確保に努めました。
- (4) 平成28年度の契約からは、庁舎設備管理業務委託契約書では第7条に条項記載しており、東大阪市暴力団排除条項第2条1項2号及び3号に掲げる者のいずれにも該当しない誓約書を提出させ、また自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書では平成29年度では第17条、平成30年度では第14条に条項記載しており、東大阪市暴力団排除条項第2条1項2号及び3号に掲げる者のいずれにも該当しない誓約書を提出させております。

(5) ご指摘の庁舎設備管理業務委託につきましては、平成28年度契約分から契約書（仕様書）を実態に合うように午後4時に変更いたしました。

(北部環境事業所)

(2) ご指摘の契約については、平成30年度に指名競争入札を実施し、4事業所を集約した契約を締結いたしました。

(3) ご指摘を踏まえ、平成29年度以降から当該業務につきましては、一つの業務を除き、2人以上の者から見積書を提出させています。残りの業務につきましても、今後、2人以上の者から見積書を提出させ、公平性の保持及び経済性の確保に努めてまいります。

(4) 平成28年度の契約からは、庁舎設備管理業務委託契約書では第7条に条項記載しており、東大阪市暴力団排除条項第2条1項2号及び3号に掲げる者のいずれにも該当しない誓約書を提出させ、また自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書では平成29年度では記載漏れしておりましたが、平成30年度では第14条に条項記載しており、東大阪市暴力団排除条項第2条1項2号及び3号に掲げる者のいずれにも該当しない誓約書を提出させております。

2 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されており、備品管理システムにより管理を行っている。

ところで、塵芥収集車等の備品について、所管換えや廃棄通知の手続きが行われていない。現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

(東部・中部・西部・北部環境事業所)

措置内容

改善中

塵芥車等[高額物品・備品等]の備品につきましては、予算の関係もあるため、環境事業課で取りまとめております。今後、監査の指摘を踏まえて備品の適正な整理・管理については環境事業課・事業所内で協議し、平成30年度中を目途に適正な管理を行うように検討しているところでございます。

3 行政財産の目的外使用許可に関する事務について

財務規則第 149 条に基づき、行政財産である環境事業所の庁舎の一部を、行政目的以外の飲料水の自動販売機の設置として、使用許可を行っている。

ところで、この行政財産の目的外使用許可事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

行政財産の管理について、適正な事務処理をされたい。

- (1) 使用料は使用開始前に納付しなければならないが、使用開始後に納付されているもの。
- (2) 使用許可物件に係る光熱水費の実費負担で、算定を誤っているもの。

(北部環境事業所)

措置内容

措置済
(1) 許可期間平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日については平成 29 年 3 月中に納付処理いたしました。
(2) 過誤納金 ¥ 1,390 については平成 28 年 7 月までに処理いたしました。平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの使用許可物件に係る光熱水費の実費負担は算定誤りのないように、4 事業所にも確認し処理いたしました。引き続き過誤納金のないように、事務処理してまいります。

美化推進課

光熱水費の節減について

当課の所属である西分室と北分室は、公用車の台数、職員数、施設の規模はほぼ同程度でありながら、西分室は北分室と比較して水道使用量で約 11.9 倍（上下水道料金で約 6 倍）、電気使用量で約 1.9 倍、ガス使用量で約 9 倍と極めて過多となっている。

業務を遂行するにあたり、日常的にコスト意識をもって節水、節電等を心がけられたい。

（参考）平成 27 年度集計

事業所	水道使用量 (m^3)	上下水道料金 (円)	電気使用量 (kWh)	ガス使用量 (m^3)
西分室	867	392,303	9,943	1,371
北分室	73	65,483	5,219	152

措置内容

改善中

西分室の光熱水使用量ですが、北分室と比較して、平成 29 年度では水道使用量で約 0.86 倍、電気使用量で約 1.32 倍、ガス使用量で約 1.06 倍でした。

また平成 30 年度 9 月分までは、水道使用量で約 0.59 倍、電気使用量で約 0.98 倍、ガス使用量で約 0.67 倍でした。

西分室の光熱水費については、コスト意識をもって節水、節電等を心がけるよう職員に指導してまいりましたが、これが功を奏したと考えております。ただ一方、北分室では光熱水の使用量が増加傾向にあることより、今後も引き続き、日々節水、節電を心がけ、光熱水費の節減に努めてまいります。

公害対策課

1 指名競争入札の見直しについて

当課では、大気汚染測定機器(西保健センター、旭町庁舎)保守点検業務委託(2,980,000 円)及び大気汚染測定機器(環境衛生検査センター)保守点検業務委託(2,484,000 円)について、指名競争入札により委託している。

地方自治法第 234 条第 2 項の規定では、契約方法は原則一般競争入札であることが定められており、当該契約については、契約の透明性、公平性、競争性を確保するため、一般競争入札により契約されたい。

措置内容

措置済
当該業務委託については、一般競争入札により契約を行いました。

2 環境測定関係委託業者審査会による被指名業者選定について

当課では、指名競争入札を実施するにあたり、環境部及び健康部職員で構成する環境測定関係委託業者審査会（以下「審査会」という。）において、被指名業者選定を行っている。

「平成 27 年度審査会結果」のうち、「決定評価基準」及び「検討結果」に以下の留意すべき事項が見受けられた。

(1) 「決定評価基準」について

(ア) 「環境中ダイオキシン類分析業務委託(1,679,400円)」、「有害大気汚染物質分析業務委託(1,760,400円)」及び「公共用水域水質環境調査委託(2,289,600円)」の被指名業者選定にあたり、「決定評価基準」のひとつを「原課等に対し、当該業務に関しての営業活動があるもの」としている。

被指名業者選定については、機会均等の確保と公正性を担保するため、「営業活動の有無」を当該基準から除外されたい。

(イ) 「大気汚染測定局(西保健センター、旭町庁舎、環境衛生検査センター各5～3月分)保守管理業務委託(4,752,000円)」、「微小粒子状物質(PM2.5)の炭素成分分析業務委託(829,440円)」の被指名業者選定にあたり、「決定評価基準」のひとつを大阪府下自府下自治体等で実績があるもの」としている。

交通の利便性の高い当市において、「実績」を府内に限定する理由はなく、さらに入札の公平性を担保するため、「大阪府下自治体等の実績」を当該基準から除外されたい。

(ウ) 業者指名の適正さを担保するため、「決定評価基準」を公表されたい。

(2) 「検討結果」について

審査会での検討結果において、「次年度について更新手続き及び営業活動によって選定する」としている。

登録手続きの更新を行った業者に限定することで新規参入を妨げ、営業活動のある業者に限定することは、指名競争入札の機会均等性を阻害し、公正性を妨げるものである。

「更新手続き及び営業活動」の条件を除外し、適正な業者選定を行われたい。

(3) 予定価格を事前公表しているが、当市では、工事請負や清掃委託など、予定価格の事前公表している事例はあるものの、業務内容によって個別に慎重な対応が必要である。

当該契約については、予定価格を事前公表する理由の説明は見受けられず、入札参加者

に有利な基準を与えるとともに、適正な競争を妨げるおそれがあるものである。

入札前の予定価格の事前公表の是非を再検討され、適正な入札を執行されたい。

措置内容

措置済
<p>当該審査会による数点の指名業者選定理由が公平性を妨げているとの指摘を受け、平成 29 年度より、審査会を廃止いたしました。平成 29 年度からは、調度課の有資格者名簿に登録されている業者のうち、分析業務委託については「大気検査・測定（ダイオキシン）」を第一希望としている業者を選定するなど、各業務委託に応じて適正な業者選定を行い、指名競争入札を実施いたしました。また、予定価格の事前公表は行わないようにいたしました。</p>

3 大気等測定分析業務委託について

当課では、大気等測定分析業務について、随意契約により委託(平成 27 年度確定金額 1,476,360 円)しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 契約にあたって、3 者による見積合せを行っており、業務遂行可能な事業者は複数存在していることから、随意契約理由としている地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)には該当しない。

適正な競争入札を実施し、契約の公平性の保持、経済性の確保を確保されたい。

- (2) 契約は平成 27 年 12 月 1 日付で締結後、業務内容を決定し、あらためて年度末に委託金額を確定している。

ところで、業務内容の決定に係る起案が見受けられなかった。

委託業務内容の経緯について透明性を確保するよう、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
当該業務委託については、指名競争入札により契約を行いました。また、実施起案を行い業務内容の決定に係るプロセスを明確にいたしました。

4 最低制限価格について

当課では、市内の地盤変動調査を行うため、一級水準基標改測の測量業務を指名競争入札により委託(4,689,000円)している。

ところで、入札において、予定価格と最低制限価格が事前に公表され、結果として10社中9社が最低制限価格で入札したため、くじ引きが行われることになった。

また、当該最低制限価格の積算根拠となる起案等の書面も見受けられなかった。

最低制限価格に係る事前公表の必要性及び金額設定の積算方法について検討され、契約の適正な競争性と経済性の確保に努められたい。

措置内容

検討中
最低制限価格の設定については、平成24年3月7日付けの調度課からの通知に基づき積算してまいります。あわせて最低制限価格の事前公表の必要性についても検討し、適正な契約に努めてまいります。

5 備品管理について

財務規則 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、廃棄済みの備品について備品管理システムに登録されているものが見受けられた。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい

措置内容

改善中

備品管理システムに登録されている備品が廃棄済みかどうかについて確認作業を終えたところであり、今後システム上で廃棄処理の手続きを進めてまいります。

産業廃棄物対策課

1 産業廃棄物行政に係る歳入の確保について

大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「フェニックス」という。）に埋立処分を申し込んだ事業所が、当市域内にある場合、当市は、泉大津・大阪沖適正受入協議会（以下「協議会」という。）からの照会があれば、所轄庁として、廃棄物等の性状などの情報把握を行い回答することが求められている。

当課では、大阪府都市整備部東部流域下水道事業所（以下「東部流域事業所」という。）が、フェニックスに下水道汚泥焼却灰（以下「焼却灰」という。）の埋立処分を申し込んだことにより、当該回答を求められ、既に東部流域事業所は、フェニックスへの申込に際し、焼却灰の分析結果を提出済みであったが、所轄庁としてあらためて東部流域事業所に立ち入り、焼却灰を採取して分析委託を実施した事例が見受けられた。

産業廃棄物行政には、市民の安全を確保するという使命を果たすため、多額の経費や事務負担が発生しているが、当課が所管している事務は、民間事業者の収益事業に関するものも多くを占めていることから、事業の経済性・効率性について総点検され、手数料請求など積極的な歳入確保について検討されたい。

措置内容

措置済

各種連絡協議会等での情報収集の結果を分析、考慮し、分析項目を必要最低限に絞り込む等により委託料の軽減を図ります。また、この事務は当課の事務の一環であることから当該事務に関する手数料の徴収につきましては、行わないものと考えています。

また、手数料請求など積極的な歳入確保については、平成 30 年 3 月 30 日に手数料条例を改正し、第 2 条(59)、(60)を追加しました。

2 契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
平成 30 年度新たに契約した事務においては、契約書に暴力団の排除に関する条項を記載しました。

3 産業廃棄物分析業務委託について

当課では、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等 74 項目の産業廃棄物に含まれる金属等を検定・分析するため、産業廃棄物分析業務を指名競争入札により委託(2, 133, 477 円)しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

(1) 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、契約方法は原則一般競争入札であることが定められており、当該契約については、契約の透明性、公平性、競争性を確保するため、一般競争入札により契約されたい。

(2) 予定価格を事前公表しているが、当市では、工事請負や清掃委託など、予定価格の事前公表している事例はあるものの、業務内容によって個別に慎重な対応が必要である。

当該契約については、予定価格を事前公表する理由の説明は見受けられず、入札参加者に有利な基準を与えるとともに、適正な競争を妨げるおそれがあるものである。

入札前の予定価格の事前公表の是非を再検討され、適正な入札を執行されたい。

措置内容

措置済

(1) 当該業務委託においては、契約の透明性、公平性、競争性を確保するため、一定の資格等を有する者を対象とした制限付き一般競争入札により契約しました。

(2) 予定価格については入札後に公表しました。

4 郵便切手等の管理について

当課では、約 63 万円分の郵便切手やはがきを保有しており、年間使用額に対して相当な過剰在庫となっている。

平成 23 年度以降、購入実績はないものの適正在庫となるよう努められたい。

また、今後予定している市内各事業所への大量の書類発送に対しても料金別納や市内特別郵便の活用だけでなくメールでのやりとりも視野に入れ、効率的な事務や経費節減に取り組まれたい。

措置内容

改善中

平成 30 年度、市内各事業所への大量の書類発送により、郵便切手を適正在庫にしました。はがきにつきましては、活用方法等を検討しております。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成 30 年 12 月 19 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 2 月 10 日監報第 7 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

上下水道局水道総務部所管事務

総務課

特殊勤務手当の支給規程について

企業職員の特殊勤務手当支給規程（以下「規程」という。）第2条及び別表第1における特別事務手当のうち「外勤の停水業務に従事したとき」に該当した場合は、1回につき250円が支給されている。

この規程について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

規程の見直しについて検討されたい。

- (1) 現状では1日につき2回の支給が上限となっているが、規程で明記されていないもの。
- (2) 停水解除のみに従事したときも対象となっているが、規程で明記されていないもの。

措置内容

措置済

- (1) ご指摘を受け、当該規程の改正を行い留意事項については適正に措置いたしました。
- (2) ご指摘を受け、規程上の文言である「外勤の停水業務に従事したとき」には、停水解除を含んでいる実態を原課へ確認いたしました。今後は運用上、停水業務には停水解除を含むという解釈である旨適切に説明しました。

管財課

上下水道局業者審査委員会規程について

上下水道局業者審査委員会を設置しているが、組織は本市職員のみで構成されている。

ところで、市長部局においては、従来の建設工事業者審査会規程を平成 28 年 4 月 1 日に廃止し、建設工事契約審査会規則に改め、組織について本市職員のための構成から、外部委員も参画する組織へと変更し、契約の公正性の確保に努めている。

上下水道局においても、建設工事契約審査委員会規則の内容に準じ、上下水道局業者審査委員会規程について必要な改定を講じられたい。

措置内容

措置済
平成 30 年度より、上下水道局業者審査会規程を上下水道局建設工事契約審査委員会規程に改め、外部委員も参画する組織へと変更し、契約の公正性の確保に努めています。

お客様サービス課

水道料金について

水道料金は、水道事業給水条例（以下「条例」という。）第 23 条、同施行規程（以下「規程」という。）第 23 条及び水道料金種別適用基準の取扱要綱（以下「要綱」という。）第 2 条により定められている。

ところで、ホームページ等で公開されている店舗付住宅の水道料金の適用減額をはじめ、現在要綱で定められている各種適用に係る取扱いについては、条例及び規程において必要な事項を明確に規定し、公開されるよう検討されたい。

措置内容

検討中

ご指摘いただいている店舗付住宅の水道料金につきましては、本来『用途』といたしましては存在いたしません。業務用途として使用されるものの内、家庭用途としても使用されるものについては申請により、家庭用途として使用される分については家庭用途の単価を適用するという取扱いです。使用水量全部を業務用途で単価計算せず、一部家庭用途の単価を適用することにより結果として、減額されるという取扱いです。調定におきましても適用者の使用料金について、業務用途・家庭用途に分別し計上しております。ホームページ等における各種適用に係る根拠条例及び規程の明確化につきましては、局全体の課題として水道料金改定時には関係各課と調整の上、改善を図れるよう検討してまいります。

営業システム課

契約事務について

当課では、上下水道業務システムに関する事務を所掌していることから、業務ソフトや機器等の保守について、当初のシステム構築時に関与のあった事業者との間で多くの委託契約を締結している。

これらの契約は、システムに係る迅速で的確な対応等が必要となることから、すべてが随意契約で行われ、締結された契約条項についても金額等を除き同様のものが多く見受けられた。

同一の事業者との間において、類似した業務をソフトや機器別に個別契約することは、契約締結事務の煩雑さに繋がるとともに、各契約金額が少額となり、これにより契約の保証においても影響が生じることが懸念される。

類似した委託契約の集約について検討されたい。

措置内容

改善中

各機器のリース期間により個別に契約している状況ではあるが、同リース契約で、統合可能な保守契約については統合してまいりました。

また、平成 32 年 2 月稼動予定のシステムの更新契約において、委託契約の集約を行い一本化いたします。

収納対策課

1 未収水道料金について

未収水道料金については、督促状の発送、臨戸訪問及び給水停止の強化等による対策を行っているものの、平成 28 年 9 月末現在、過年度分として 304,338,907 円発生しており、さらに、年度ごとに上昇傾向にあるため、このまま推移すると不納欠損額が増加していくことが必至である。

財政運営上、また公平性の観点からも早期回収に努め、適正な債権管理をされたい。

措置内容

改善中

未収金の回収については継続的に給水停止および臨戸訪問を実施し、未収金の回収に努めており平成 30 年 4 月より未収金対策現場担当班を従来の 3 班体制から 4 班体制に増班して未収金回収の体制を強化しました。また、実施内容についても毎月定期的実施している給水停止とは別に今年度より給水停止時約束不履行者に対して臨時給水停止を行うなど未収金の早期回収に努めています。未収金対策の体制及び内容を強化した結果、過年度未収金は減少傾向にあります。

【参考】過年度未収金

平成 29 年度 9 月末 260,487,144 円

平成 30 年度 9 月末 207,254,699 円

2 不納欠損処分について

水道料金は、診療費、奨学金等と同様に民法が適用され私法上の債権となるため、債務者から消滅時効の援用がなく当該債権を放棄するには次のいずれかの事由に該当することが必要である。

- ① 議会の議決を得る。
- ② 条例で債権放棄ができるよう定める。
- ③ 地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定により債権を免除する。

これらの債権放棄に伴う会計上の手続きが不納欠損処分である。

ところで、市では平成 24 年 3 月に上記の②に該当する債権の管理に関する条例（以下「条例」という。）を制定したが、当課では、条例を適用せず、債権放棄の手続きを経ないまま、水道事業会計規程第 17 条の 2 第 1 項第 3 号により、平成 27 年度末で 46,773,063 円の水道料金の不納欠損処分を行っている。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

改善中

平成 30 年 4 月より人事異動に伴い課内での機構組織を刷新し、債権管理に伴う担当部署を設置。今後、債権回収対策用分析プログラムを営業システム課の協力を得て構築していきます。また、自然人破産による免責決定済債権の放棄を実施するなど破産手続き廃止時における債権放棄については業務フローを確立しました。

3 浴場用水道料金等集金事務委託契約について

水道行政の円滑化と集金事務能率向上を図るため、水道料金等の集金に係る事務について、2つの浴場組合と委託契約を締結しており、契約書第4条の規定では、当該組合の全集金額の4%を集金委託手数料として支払うとしているが、その率については、確認ができただけでも20年以上変更されておらず、算定根拠も引き継がれていない。

費用対効果を念頭に、集金事務委託契約のあり方について検討されたい。

措置内容

検討中

平成30年10月18日に両浴場組合と集金事務委託契約について会合を持っていただきました。現在の委託契約の改善を図るため折衝させていただいたところ、方向性としましては、委託手数料の見直しと契約書の更新等を確認し、具体的な内容や取決め等は、上席者の出席の下、後日改めて会合を持っていただき取り決めていくこととしました。

4 水道料金等収納事務委託契約について

上下水道使用料の収納に関する事務について、平成 13 年 12 月 3 日、平成 14 年 4 月 1 日、平成 16 年 9 月 30 日に、コンビニエンスストア事業者及び集金代行事業者との三者で委託契約を締結しているが、契約書に、自動更新条文が明記されていることから、その後、新たな契約は締結されず、また、収納事務委託料については毎年度、集金代行事業者と覚書を締結している。

前回の監査において、自動更新条文に基づく当初契約での業務継続について、会計年度独立の観点から指摘したものであるが、更に契約の保証や暴力団排除の観点において課題が生じていることから、新たな契約締結について検討されたい。

措置内容

改善中
暴力団排除に関する特約条項については、コンビニエンスストア事業者各社と平成 29 年 4 月 1 日に締結済みです。また、単年度契約についても、来年度実施し、契約の保証や暴力団排除の内容を盛り込み契約締結する予定です。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成 30 年 12 月 19 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 2 月 10 日監報第 9 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

経済部所管事務

経済総務課

1 貸付金の回収について

中小企業の融資申し込みに対し信用保証を付して取扱金融機関にあっせんを行う、いわゆるあっせん融資等については、現在、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が民間の債権管理回収会社へ委託を行い債権の回収に努めているところである。

しかしながら、平成 28 年 10 月末現在の代位弁済残高は 53,415,444 円となっている。

債権の回収について更なる検討を行うように指導されたい。

措置内容

改善中

貸付金については、早期の回収に努めるよう公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構と会議を実施しました。今後も引き続き、早期の滞納解消を図っていくよう指導してまいります。

2 市有地の利活用について

当課では、市内荒本西三丁目地内において旧荒本仮設駐車場跡地（3,248 m²）を管理している。

旧荒本仮設駐車場跡地については、公共施設マネジメント推進会議において市有地の有効利用方法の調査等も含めて検討しているものの、現在においても利活用されていない。

市民の貴重な財産であることから、引き続き当該市有地の利活用について更なる検討をされたい。

措置内容

改善中
<p>ご指摘の用地につきましては、地元協議を進め、有効な活用方法の調査・検討しているところです。</p> <p>活用方法に一定の方向性がまとまれば、公共施設マネジメント推進会議等において方針を決定し、有効活用を図ってまいります。</p>

モノづくり支援室

1 収入未済金の早期回収について

当室で管理している市営産業施設の作業場に係る平成 28 年 11 月末における過年度分の収入未済額は、14,280,300 円となっている。

また、滞納者の中には使用料を滞納しながら長期にわたって作業場を使用しているものが見受けられた。

市営産業施設条例第 10 条第 1 項第 1 号に「この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき」は使用の許可を取り消すことができると定められている。

前回の監査での指摘と同様、この条項も念頭に、より効率的な回収策を実施し収入未済金の早期回収に努められたい。

措置内容

改善中
長期滞納者の退去について、特に滞納が長期で滞納金額が高額である使用者に対して、条例に基づく使用許可の取り消しを行いました。引き続き、収入未済金の早期回収に努めてまいります。

2 商工振興補助金他補助金の交付について

当室では、平成 28 年度において、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が行う 13 事業に対して商工振興補助金として 15,257,000 円、他の 4 事業に対して 17,200,000 円、合計 32,457,000 円の補助金を交付している。

同部では、会議所に対する補助事業に関して、独自の運用基準を設けているが、市の基準と同様に 2 分の 1 以内を基本としている。

ところで、多くの事業において補助率 2 分の 1 の基準を超えており、中には 100%に近い事業も見受けられた。なお、協議のうえ必要と判断されれば補助率は 2 分の 1 を超えることを認めているものの、各々交付決定について、明確な判断理由が示されているものは見受けられなかった。

また、現状では、創業に係る事業など一部を除いて参加者は、近隣市の事業所も含む会議所会員が中心となっており、非会員の中小零細企業をはじめ全ての市内事業所が、均等に補助金の効果を楽しむ施策とするため、補助金交付にあたっては、さらなる工夫を要する。

限られた財源をもって、全ての市内企業に効率的、効果的な支援ができるよう、補助金交付による施策全体の見直しを検討されたい。

(参考)

(1) 都市間交流支援事業

平成 28 年度当該補助金の交付申請書の収入の内訳において、補助金が収入合計の 90.9% を占め、会議所の自己資金は収入合計の 7.7% である。

(2) 商工振興補助金（モノづくり創業・経営支援事業）

平成 28 年度当該補助金の交付申請書の収入の内訳において、補助金が収入合計の 88.2% を占め、会議所会議使用料を除く会議所自己資金は、7.4% である。

(3) 専門見本市への共同出展事業

平成 28 年度当該補助金の交付申請書の収入の内訳において、補助金が収入合計の 76.9% を占め、会議所の自己資金は収入合計の 4.2% である。

措置内容

改善中

東大阪商工会議所に対する商工振興補助金他補助金については、平成29年度に引き続き平成30年度は補助対象事業や補助率を見直すとともに、補助率が2分の1を超える事業についてはそれを認める判断理由をより一層明確にする等一定の改善を図りました。

一方、商工会議所非会員の企業が補助金の効果を享受できるようにすべく、非会員企業に対しても、積極的に周知・広報に努めるよう商工会議所に対し求めています。

今後も引き続き改善に努めてまいります。

3 都市間交流支援事業補助について

当室では、市内企業が他都市の企業と商談をすることにより、情報交換、取引マッチングや販路開拓などビジネスチャンスに繋げることを目的として東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する都市間交流支援事業に対して、1,000,000円の補助金を交付している。

平成27年度は、大阪市、奈良県、和歌山県を会場に計3回の商談会を開催しており、本市企業の参加は、各々9社、14社、10社であったが、これらの参加募集にあたっては、毎回、案内はがきを会議所会員宛に郵送しており、印刷費と通信費で合計305,136円を要していた。

また、奈良県、和歌山県の2会場への移動には、貸切バスを利用しているものの、参加者への負担金の徴収はなく手厚い事業となっている。

限られた財源をもって、市内事業者に有効な支援を図ることができるよう、費用対効果を念頭に事業手法を工夫するなど、当該補助事業の見直しを図られたい。

措置内容

措置済
当事業については、平成29年度には補助金額を50万円に減額し、平成30年度より補助対象外事業としました。

4 商工振興補助金（モノづくり創業・経営支援事業）について

当室では、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する「モノづくり創業・経営支援事業」に対して、商工振興補助金に係る 1 事業として 820,000 円の補助金を交付している。

当該事業は、東大阪市内において、モノづくりを中心とした起業家の発掘と育成や経営革新をめざす企業の支援、事業承継の取組を促進することなどを目的としており、平成 27 年度事業はアンケート、国際フロンティア産業メッセへの出展、経営革新成功企業視察会（以下「視察会」という。）で構成されていた。

ところで、実績報告書から、当該事業のうち視察会の内容について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 視察会は、和歌山県橋本市の企業を視察しており、参加者は 19 名と随行者 3 名の計 22 名であり、大型貸切バスを使用し、借上料 103,680 円のほか、案内はがきの発送費 97,417 円と印刷費 26,500 円と多額の経費を要していた。

限られた財源をもって、補助金が効果的に運用され、市内事業者には有効な支援が図れるよう、費用対効果を精査され、補助制度のあり方を検討されたい。

- (2) 視察会参加者募集に係る案内はがき 2,200 社の発送先は会議所の会員に限定されており、非会員の事業者への周知はホームページ等によるものであった。

補助金をもって、すべての市内事業者を対象に、効果的な周知が図られる事業とされたい。

措置内容

措置済

当事業については、平成 30 年度より補助対象外事業としました。

5 売りメッセ（モニター会）東大阪開催補助事業他について

当室では、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する「売りメッセ（モニター会）東大阪開催事業」に対して、2,200,000 円の補助金を交付している。

平成 27 年度事業は、市内事業所の販路開拓を目的とする「売りメッセ東大阪」と、商品力及び販売力の強化支援を目的とする「モニター会」の 2 種類の内容で構成されていた。

ところで、実績報告書から、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 事業費のうち、印刷費が事業総額の 50.9%を占めているが、会場で使用する少額のポスター印刷費を除き、ほとんどの印刷業務が他市に所在する同一の事業者（以下「A社」という。）に発注されていた。

また、市が会議所に補助金を交付している他の事業においても、印刷業務の多くはA社に発注されており、その合計は年間数百万円に上っていた。なお、A社への発注は競争入札によらず、随意で決定しており、支払金額が 10 万円（税込）以上見込まれるもののみ、2 者の相見積りが行われていた。

市は会議所に対して年間を通じて多額の補助金を交付しており、補助金等交付規則において、発注先に関する規定はないものの、補助の目的や性格から、会議所に対しては市内企業への受注機会の創出を促し、補助事業を通じた市内企業の育成に繋がりたい。

- (2) A社の領収書は、他事業に係る会議所の実績報告書にも数多く添付されていたが、日付のないものや日付を後から朱書しているものが、見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 「モニター会」の事業内容から、参加者にはノベルティーグッズも配布し、周知には、多額の印刷費を投入して、チラシ作製、新聞折り込みポスター作成していた。また、開催日直前にも、近隣マンション等にポスティングをし、周知・案内を強化していた。

しかしながら、事業の主旨に鑑みると、参加者は近隣住民に限らず、様々な年齢や職種の来場者を募ることが肝要である。今日の社会的状況から、集客は紙媒体のみに頼ることなく、有効で経済的な手法により、事業が実施されるよう周知方法を含めて精査されたい。

措置内容

一部措置済

(1)(3) モニター会は平成29年度より、売りメッセは平成30年度より補助対象外事業としました。

(2) 印刷業務を始め他の支出についても、適正執行となるよう引き続き商工会議所に対し指導を行ってまいります。

6 補助事業における対象経費のあり方について

当室では、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が実施するに「もうかりメッセ東大阪 in 東京開催事業」に対して、平成 27 年度において補助金を交付しており、東大阪市域企業が首都圏の企業と情報交換を行うことにより、ビジネスチャンスの拡大に繋げることを目的としていた。

ところで、補助金交付の対象に、会議所職員による新幹線グリーン車利用経費が含まれていた。

当該事業は、平成 27 年度に終了しているが、あらためて同部で所管する全ての補助事業において補助対象経費から当該経費は除外されるとともに、補助金交付の対象とする経費の明確化を図られたい。

措置内容

措置済
新幹線のグリーン車利用経費については平成 28 年度より補助対象外経費とし、平成 30 年度よりその旨明文化しました。

7 団体活動助成金について

当室では、市内にある異業種グループ間において、相互の連携を深めるとともに、グループの活性化を推進することで、地域中小企業の振興を図ることを目的に結成された団体に対し、250,000 円の活動助成金を交付している。

ところで、平成 27 年度実績報告書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 実績報告書に添付された領収書のあて名が、すべて他団体のものとなっていた。
報告書受領後の書類について怠りなく点検され、適正な事務処理をされたい。
- (2) 収支報告によると、印刷費が事業総額の 2 分の 1 以上を占め、発表会開催周知に係るポスターやチラシ印刷のほか、発表会参加者 140 人分のカラーコピー資料が 1 部 1,321 円でコピー料金だけで 184,940 円に上っていた。
費用対効果に鑑み、事業内容を精査されたい。

措置内容

一部措置済
(1) 領収書のあて名の一部については、修正を行っております。引き続き、あて名等が不適切なものについて指摘を行ってまいります。
(2) 補助金の適正な執行については、引き続き商工会議所に指導を行ってまいります。

8 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構補助金について

当室では、本市の外郭団体である公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構（以下「機構」という。）に対し、補助金等交付規則（以下「規則」という。）に基づき、運営補助金を始め複数の事業補助金を交付している。交付にあたっては、規則に基づき、機構から交付申請書等の提出を受けるとともに、事業完了後には、実績報告書等の提出を受けている。

これらの書類を確認したところ、交付申請に係る事業計画や実績報告において、事業の実施日や事業の詳細、事業への参加数などについて具体的な記載がなされておらず、非常に簡便なものとなっていた。

補助金の交付については、規則第6条及び第15条において、申請及び報告書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うことが規定されていることから、本市の外郭団体であっても、他と同様、申請及び報告書類の審査について、適正な事務処理をされたい。

措置内容

改善中
各事業において、PDCAを行った上で提出資料に具体的な取り組みを記載するように求め ており、さらなる改善に向けて引き続き指導してまいります。

商業課

1 市営産業施設及び市設店舗について

当課では、産業の育成及び振興を図るため、産業施設条例及び市設店舗条例に基づき産業施設の一部及び市設店舗を所管しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 市営産業施設荒本第 6 事業所は 7 施設中 2 施設において、平成 28 年 11 月末における過年度分の収入未済額は、751,200 円となっている。また、市設店舗は 8 店舗中 1 店舗において、平成 28 年 11 月末現在 2,713,000 円の使用料の滞納が生じている。

公平性の観点及び市の財源確保のためにも滞納額の減少に向けて努められたい。

- (2) 市営産業施設蛇草第 4 事業所は 10 施設中、使用されているのは 4 施設である。また、市設店舗は 8 店舗中、使用されているのは 2 店舗である。

施設の効率的な活用を図られたい。

措置内容

一部措置済

(1) 過年度分の滞納の市設店舗については臨戸訪問の結果にもとづき不納欠損を行い、市営産業施設 1 件については分割納付の増額により完済をしております。今後も納付相談を行い、早期に滞納解消できるよう努めてまいります。

(2) 市営産業施設蛇草第 4 事業所については、現在、使用に向けた環境整備のための工事を行っており、今後、使用していただく予定をしております。市設店舗については、東大阪市公営住宅等長寿命化計画により取り壊しの計画があるため、現在は募集を行っておりません。

2 補助金交付事務について

当課では、商業振興のため団体に対し補助金を交付している。

団体に対する補助制度運用基準において、補助率の上限は2分の1と定められているが、交付する補助金のうち、事業収入を除くほぼ全額を市が負担しており、基準を超える明確な理由も示されていない、以下の留意すべき事項が見受けられた。

補助金交付の費用対効果を十分に勘案し、適正化に努められたい。

- (1) 東大阪市小売商業団体連合会事業補助金において、事業総額1,007,856円に対して、補助金1,000,000円を交付していたもの。
- (2) 東大阪商工会議所商工振興補助金（東大阪商業フェスタ）において、事業総額5,106,928円に対して、補助金4,800,000円を交付していたもの。なお、これには参加負担金等として290,000円の事業収入があったもの。

措置内容

一部措置済
<p>(1) 商店街が担う役割や取り組みを周知することは本市の商業振興を図るうえで重要であると考えております。現在は、東大阪市小売商業団体連合会に事業内容の拡充を図っていただくことで負担割合も増加しているところであり、今後も適正化に努めてまいります。</p> <p>(2) 東大阪商業フェスタについては平成30年度より自主事業として実施され、市の補助金は交付しておりません。</p>

3 中小企業経営実態調査業務委託契約事務について

当課では、平成 28 年度中小企業経営実態調査業務委託契約を東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）と締結し、消費者の買い物動向、意識、要望の調査並びに報告書作成を実施している。また、随意契約理由は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質または目的が競争入札に適しないもの）に基づくものとし、受託者はノウハウや知識、実績を有する者としている。

ところで、当該委託にあたり、当課ではアンケート対象を抽出したあて名シールを会議所に提供するとともに、調査項目の検討等手厚い支援を行い、さらに、クロス集計業務は会議所での実施が困難であることから再委託が行われている。

地域商業の活性化策を検討するにあたっては、インターネット通販等、昨今の市民の消費傾向の変化がキーワードとなり、その基礎となる当該調査の委託先についても、新しい発想や独自技術を有する者との契約が求められる。

事業目的達成のため、当該契約の相手先の決定については前例踏襲によらず、その妥当性を十分に検討され、市内大学等との連携も視野に、効果的な施策展開を図られたい。

措置内容

検討中
専門性を有する大学と連携することは大変有意義であると考えております。市内大学等との連携をとるなかで、研究取り組み状況の情報も踏まえながらより効果のある手法を検討してまいります。

労働雇用政策室

1 資金前渡事務について

勤労市民センター使用料については、勤労市民センター条例及び同条例施行規則に基づき、指定管理者において還付事務を行い、当室資金前渡職員は、毎月指定管理者が還付した使用料を前渡資金から交付している。

資金前渡職員は、自ら正当債主に対して支払を行う必要があり、地方自治法にのっとり、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
使用料の還付金については、当室より正当債主に対して直接支払を行うよう、事務処理を変更いたしました。

2 補助金交付事務について

当室で団体に対して交付している補助金について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 団体が実施する人材確保事業について、事業総額 4,402,796 円に対して、補助金 2,700,000 円を交付している。なお、これには 1,560,000 円の事業収入があったものである。

団体に対する補助制度運用基準では、対象経費の補助率の上限は 2 分の 1 としており、基準を超える補助金交付については、明確な理由を示し、適正化に努められたい。

- (2) 団体が実施する勤労者福祉の向上、労働安全の確立等を図るための事業について、補助金を交付しているが、申請書では、団体の負担分を含めた全収入に対して、総会費用、会議費などの項目による支出内訳が示されていたが、精算書では、市補助金のみの収入に対する、行事名による支出内訳が記されている。

補助金交付に係る規定を整備し、対象経費を定めるなど、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
(1) 平成 29 年度より補助金を 1,500,000 円とし、総事業費の 2 分の 1 となりました。
(2) 当該補助金については、平成 29 年 1 月 1 日付で支給に係る要綱を整備いたしました。また、申請書と精算書の整合性につきまして、当該団体を指導し、改善していただきました。

農政課

1 都市農業活性化及び農地活用事業補助金（ファーム花いっぱい咲かそう事業）について

当課では、農業経営の安定化及び農地の保全活用を目的として、都市農業活性化及び農地活用事業補助金を農業団体等に対し、交付している。

その一環である、ファーム花いっぱい咲かそう事業は、当該補助金実施基準に該当した申請者に対し、草花等の栽培面積 1 m²につき限度額 60 円（1 件につき限度額 24 万円）を支給している。

ところで、実績報告書には、領収書等の添付を義務付けておらず、常に申請どおり栽培面積に対する限度額で補助金を交付していた。

補助金等交付規則第 12 条において、補助事業者に対して事業に係る収支を証する書類の整備及び保管を義務付けていることから、当該事業は支出状況についてその裏付けが示されない事業となっている。

農地の保全、景観形成を促す意味において、昨今の社会情勢から有効な事業ではあると考えられることから、事業目的が十分達成できるよう補助の手法について検討されたい。

措置内容

検討中

指摘事項につきましては、補助金事業として継続するか、あるいは別の手法とするか現在も関係部局と協議をしております。

2 補助金交付事務について

当課では、土地改良団体の相互の連絡協調を密にして事業の円滑な運営を図り、農業生産基盤の整備開発に寄与することを目的に、補助要綱（以下「要綱」という。）を制定し、補助金を交付しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 要綱第 11 条第 1 項において、事業完了後 30 日以内に事業報告書を市に提出しなければならないと規定されているが、その提出が遅延していた。

適正な事務処理をされたい。

- (2) 事業報告書には、要綱第 11 条第 2 項に規定する収支決算報告書が添付され、平成 27 年度においては 180,024 円の決算額のうち市が 180,000 円の補助金を交付し、決算に係る領収書、請求書、納品書も添付されているが、この内容を確認すると、請求書及び納品書の金額は 189,000 円で単価及び数量が明記されているものの、領収書は 180,024 円と 8,976 円に分割され、その両方に単価及び数量の記載がなかった。

補助金の交付については、公平性と透明性が求められていることから、補助金による支出状況を明確にするるとともに適正な領収書を添付されたい。

措置内容

措置済

- (1) 事業報告書の提出期限に対してのご指摘につきましては、土地改良団体に改善を求め、現在は適正な処理を行っています。
- (2) 補助金による支出状況の明確化及び適正な領収書に対してのご指摘につきましては、土地改良団体に指導し、現在は適正な処理を行っています。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成 30 年 12 月 19 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 3 月 27 日監報第 11 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

人権文化部所管事務

男女共同参画課

男女共同参画センターの使用料収入について

当課では、男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理に関して、指定管理者と委託契約を締結している。

ところで、センターの使用料に関して以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) センターの使用料については、指定管理者に徴収事務を委託しており、指定管理者が徴収した当該月の使用料収入額から当該月に支出した既納使用料の還付額を差し引いた金額が、翌月に本市収納金融機関に払い込まれている。

これを受けて、本市が行う調定事務については、本来、使用料収入額と還付額を、各々分けて行うべきところであるが、当課では、指定管理者から納付された金額を毎月の収入金額として調定していた。

収入額及び還付額の調定を適正に行われたい。

- (2) 男女共同参画センター条例（以下「条例」という。）の別表第一において、使用者が市外（居住地、勤務地共）である場合は基本使用料金の 5 割を加算すると規定されているが、加算徴収されていない市外在住者の申請書において、勤務地が市内であるか確認できないものがあった。

適正な事務を行うよう指導されたい。

- (3) 条例の別表第一において、ホールを準備又は練習のために使用する場合の料金は、ホール使用料の 7 割と規定されているが、一部の申請書において、その旨の記載がないまま料金が減免されていた。

適正な事務を行うよう指導されたい。

措置内容

措置済

(1) 平成 29 年 4 月分より使用料収入額と還付額を各々分けて調定するよう改善いたしました。また、平成 29 年 8 月 14 日付行財政改革室次長通知「指定管理施設における公金の適切な取扱いについて」に基づいた事務処理を実施いたしました。

(2) 利用者登録時のデータを専用使用許可申請書（様式第 1）に添付し、利用者の在住・在勤の確認ができるように、改善いたしました。

(3) 別表第一におけるホールの準備又は練習のために使用する場合については、平成 29 年度申請分より、専用使用許可申請書（様式第 1）の目的欄に「準備又は練習」と統一して記載(押印)するよう改善いたしました。

これらの課題につきまして部内共有の上、会議で事例研修を行い周知しました。

人権啓発課

「2016年人権週間 平和と人権のつどい」に係る業務委託契約について

当課で実施した「平和と人権のつどい」（以下「つどい」という。）は、他の2事業と併せて、2016年人権週間行事（以下「行事」という。）の一つとして開催したものである。

当該行事に係る内容や経費については、平成28年9月14日付の起案において、開催要項（以下「要項」という。）で公演を行う団体名や委託料を決定している。また、当課ではその後、つどいに係る業務委託契約を締結しているが、契約額は648,000円であり、要項で決定した500,000円を大幅に上回っている。

しかしながら、要項決定以降の変更について、起案による決裁が見受けられず、委託料を増額した経過や理由などが不明となっていた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

ご指摘を踏まえ、会議をもち課内共有を行い、事例研修にて周知しました。平成29年度以降の当該事業の業務委託契約については、開催起案時の委託料と、業務委託契約時の委託料に差異はありません。ご指摘以降、適正に事務処理を行っております。

人権同和調整課

1 同和更生資金貸付金について

本市同和地区に居住し、更生の資金を必要とするものに対して 1 世帯につき 300,000 円以内で同和更生資金の貸付を行っていたが、現在は貸付事業を停止し貸付金の償還に伴う基金管理を行っている。

未償還金については、平成 26 年度に貸付利子を含め 110,211,257 円の債権放棄を行い、平成 29 年 1 月末では 3,432,388 円となっている。

債権放棄を行った結果、未償還金は大幅に減少したものの、その中には債務者が不明なものも含まれていることから、債権調査を進めながら、早期の回収に努められたい。

措置内容

改善中

同和更生資金貸付金に関しましては、引き続き不明金の調査を進めつつ、債権の適切な管理・回収に努めてまいります。

2 共同浴場の管理委託経費等について

当課が所管する荒本共同浴場及び長瀬共同浴場（以下「共同浴場」という。）の管理委託経費等について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 共同浴場は、指定管理者との協定により管理が行われており、平成 27 年度の管理委託料を各々の年間利用者総数で除した額は、荒本共同浴場で約 650 円、長瀬共同浴場で約 960 円となっている。

共同浴場の設置目的から、必ずしも民間の公衆浴場との比較になじむものとはいえないものの、共同浴場の入浴料が平成 21 年 4 月以降据え置きとなっていることの見直しも含め、更に効率的な管理運営の手法を検討されたい。

- (2) 指定管理者との協定書に係る仕様書では、「管理経費の縮減に努めること」と定められている。

ところで、現在、共同浴場で使用するガス及び電力は、従来 of 事業者との契約により、購入しているが、自由化により供給事業者の選択が可能となっている。

入札等により、適切なガス及び電力供給事業者の選定を行い、管理委託経費の削減に繋がられたい。

- (3) 荒本住宅及び北蛇草住宅では、平成 31 年度に各 B 棟が完成予定であり、それぞれ 128 戸及び 133 戸に浴槽を完備するとされている。このことから、他棟の浴室スペースの現況や、周辺施設等の状況も踏まえ、今後の各共同浴場のあり方について検討を開始されたい。

措置内容

一部措置済

(1) 共同浴場の管理運営につきましては、経費縮減できるよう引き続き指定管理者と協議検討を行い、効率的な管理運営に努めてまいります。

(2) ガス及び電力につきましては、両浴場ともに平成 29 年 8 月より見積り合わせによる価格調査を行い、供給事業者の変更を実施し管理経費の縮減を行っております。

(3) 共同浴場の今後の在り方につきましては、現状一定の利用者がいる以上、当面は必要であると考えておりますが、市営住宅の浴槽・浴室スペースの設置状況等を考慮しつつ、今後地域や関係部局と協議してまいりたいと考えております。

3 点の指摘のうち、(2) につきましては部内共有の上、研修を行い周知いたしました。

3 補助金交付事務について

当課で交付している補助金について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助金等交付規則（以下「規則という」。）第 18 条において、補助金等の交付を決定しようとする場合は申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くものとされているが、警察署長の意見を聴いていないもの。
- (2) 規則第 14 条に規定する補助金等実績報告書において、一部領収書の添付がなされていないもの。

措置内容

措置済
<p>(1) 暴力団排除の照会につきましては、補助金等交付規則に則り、平成 29 年度より警察署長への照会を行うなど適正な事務を執行しております。</p> <p>(2) 平成 29 年度よりすべての経費において領収書を添付された適切な実績報告を受けております。</p> <p>この課題につきまして部内共有の上、会議で事例研修を行い周知いたしました。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 土 屋 宝 土

2. 通知を受けた日

平成 30 年 12 月 17 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 3 月 27 日監報第 12 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校園

学校園教育活動支援事業について（学校教育推進室所管）

学校園における教育活動を支援し、教育力を総合的に高めるため実施する学校園教育活動支援事業に関し、市は学校園長が会長を務める研究会と委託契約を締結している。

ところで、この学校園教育活動支援事業に係る事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 委託料の学校園への入金後において、費用の一部を立て替えて支出しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。 (弥刀中学校、弥刀東小学校、弥刀東幼稚園)

- (2) 委託を受けた各学校園は、要領に基づいて市に提出する収支決算書とともに、経費の支出を明らかにする領収書等の写しも市に提出しなければならない。

ところで、学校園で保管している領収書において以下の不備のあるものが見受けられた。

各学校園には事業者から適正な領収書を徴するとともに、市においては受領した書類について確認を怠ることなく、適正な事務処理をされたい。

(ア) 同校PTA購入分が含まれているもの。 (玉川中学校、岩田西小学校)

(イ) 領収書に但し書のないもの。 (岩田幼稚園)

措置内容

措置済

(1) 学校園教育活動支援事業につきましては、これまでも事業実施にあたり毎年度当初に学校園に対して通知している実施要綱及び実施要領、事務要領で適正な事務処理について注意しているところです。今回ご指摘のあった各学校園には適正な事務処理を行うよう指導を行いました。

(2) 学校園教育活動支援事業につきましては、これまでも事業実施にあたり毎年度当初に学校園に対して通知している実施要領及び事務要領で収支決算書とともに領収書（写し）の提出を義務付けており、領収書の宛名等必要事項について漏れのないよう、また、収支決算書に添付する際に齟齬のないよう指導しているところです。

今後は受領した書類について確認を徹底いたします。

(ア) 今回ご指摘のあった宛名がPTA宛となっている領収書につきましては、本来PTA

事業の収支決算書に添付し、保管すべきところ、両校とも誤って学校園教育活動支援事業の収支資料の中に保管していたとのことでした。両校には本来保管すべきPTA事業の収支資料に領収書を移すとともに保管には注意するよう指導を行いました。

(イ) 今回ご指摘のあった園には、領収書の但し書等必要事項について漏れのないよう指導し、同園より本事業の収支決算書とあわせて但し書の記載された領収書（写し）を受領いたしました。

今回のご指摘を踏まえ、年度当初に開催された教育施策連絡会、教育案件連絡会において適正な事務処理を行うよう指導、周知いたしました。また、学校教育推進室内において周知するとともに、研修を実施いたしました。